

(案)

業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、蓄積リングクライストロン更新業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、蓄積リングクライストロン更新業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和6年6月23日(月)から令和9年3月19日(金)までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（完了報告書の提出）

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

- 4 第2項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約内容の不適合責任）

第11条 甲は、成果物に契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

- 2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

- 3 第1項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第12条 乙の責めに帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、第10条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
（3）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第 14 条 前条第 1 項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務内容の変更等)

第 17 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(費用の負担)

第 18 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 19 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県産業労働部
ものづくり産業課長 川原 靖

乙